

特殊な車両の指導取締り処分基準等

令和4年9月22日策定

I 特殊な車両の指導取締りとは

道路管理者は、道路構造を保全するとともに、交通の危険を防止するため、やむを得ない場合に限り、特殊な車両の通行を許可しているところである。

このため、違反車両の指導取締りを行い、運転者及び事業者への法令遵守の意識向上を促すとともに、道路構造の保全及び交通の危険防止に取り組むものである。（道路法第47条、同条の2及び同条の14、第71条）。

なお、違反者への処分については、「特殊な車両の指導取締り処分基準（以下、「処分基準」という。）により行う。

II 特殊な車両指導取締りの処分基準

※主な違反の内容及び条項

○無許可（車両諸元及び通行経路違反）⇒道路法第47条第2項違反

○許可条件（通行時間など）違反⇒道路法第47条の2第1項違反

○許可証不携帯⇒道路法第47条の2第6項違反

※特殊な車両の通行許可を受けた者は、以下のいずれかの携帯が必要となる。

- ・許可証原本
- ・許可証の写し
- ・許可について電子情報処理組織を使用して通知された事項が記載された書面又は当該許可証に記載された事項をスキャナ等によって読み取ってできた電磁的記録
- ・許可について電子情報処理組織を使用して通知された事項をその映像面に直ちに明瞭な状態で表示できる電子計算機その他の機器

○回答違反（車両諸元、通行経路及び通行条件違反）⇒道路法第47条の10第3項

○回答書不携帯⇒道路法47条の10第7項

※特殊車両通行確認制度による回答を受けた者は、以下のいずれかの携帯が必要となる。

- ・回答書原本
- ・回答書の写し
- ・回答について電子情報処理組織を使用して通知された事項が記載された書面又は当該許可証に記載された事項をスキャナ等によって読み取ってできた電磁的記録
- ・許可について電子情報処理組織を使用して通知された事項をその映像面に直ちに明瞭な状態で表示できる電子計算機その他の機器

○措置命令違反⇒道路法第47条の14第1項違反

○運転者からの聴取後の対応

説明者は運転者から聴取した後、速やかに聴取情報を調書作成者に引き継ぐ。調書作成者は、「特殊車両指導取締調書（別記様式1号）」を作成すること

なお、手続き等が終了した車両については、速やかに誘導し退場させること

違反があった場合（別表1-1参照）

1 指導警告

- ① 「特殊車両指導取締調書」に基づき、別表1-1の指導警告欄に該当する場合は、運転者に「指導警告書（別記様式2-1号）」を手交すること
- ② 後日、違反車を使用させた事業者等へ「特殊な車両の通行取締りに係る指導警告書の送付について（別記様式2-2号）」と取締当日に交付した指導警告書の写し等を送付すること

2 措置命令

- ① 無許可の特殊な車両又は許可若しくは特殊車両通行確認制度による回答を受けた特殊な車両のうち別表1-1の措置命令に係る基準に該当する場合は、措置命令を行う。
（「措置命令書（別記様式3-1号）」手交。）措置命令の内容は、別表1-1の基準及び下記の場合により運転者に対して、徐行、軽減措置又は通行の中止を求めること

（軽減措置を求める場合）

違反者が通行させている特殊な車両の構造の一部又は積載物が分割可能であるため違反者に対する措置が軽減措置となる場合で、しばらくの間、道路上に違反車両を停車又は積載物の存置を行うときは、「車両の停止が生ずる場合の確約書（別記様式3-2号）」を提出させた上で、通行の支障にならない場所で待機させ、積載物を分割して運搬するための車両を運転者に呼ばせること

（通行の中止を求める場合）

違反者が通行させている特殊な車両の構造若しくは積載物が分割不可能であると主張する場合、又は違反者が通行させている特殊な車両の構造若しくは積載物が分割不可能な場合であって、違反者が軽減措置の命令に従わない場合、又は違反者が通行させている特殊な車両の構造若しくは積載物が分割不可能な場合で、違反者に対する措置が通行の中止となるときは、「車両の停止が生ずる場合の確約書（別記様式3-2号）」を提出させた上で、事業者等に連絡し、特殊な車両通行許可申請手続き等の事後対応を検討

させること

(停車場所・存置場所が確保できない場合)

違反車両を停車させる場所や積載物を存置しておく場所が無い場合は、道路構造の保全及び交通の危険防止に必要な条件を付与して違反状態を解消できる目的地までの通行を指示するとともに、「通行指示書(別記様式3-3号)」を交付し、一時的な通行を認めるものとする。通行指示書は、措置命令書に添付したうえで通行指示書作成者が割印するものとする。なお、道路交通法に基づく制限外積載違反のため、警察官により通行指示書が交付される場合は、その内容と整合を図るものとする。

② 後日、違反車を使用させた事業者等へ「措置命令警告書(別記様式3-4号)」と取締当日に交付した措置命令書の写しを送付すること

③ 軽減措置を命じた場合は、軽減したことが分かる写真を道路河川部調整課(特殊な車両担当)あて送付させること。なお、通行の中止、指定した時間帯までの通行停止等、特殊な車両の取締り中に、職員が確認できる場合は、報告させる必要はない。

3 是正指導

① 措置命令を行った違反があった日から1年以内に、再び措置命令にあたる違反があったことを確認した場合は、指導警告又は措置命令等の対応を行うとともに是正指導を行う。ただし、措置命令違反を行った違反があった日から1年以内に、指導警告を伴う違反があったことを確認した場合は、その違反の日を起算日とする。

② 指導方法は、是正指導を受ける者の事務所等の住所地が府内である場合と府外である場合に分けて対応を変えること

②-1 是正指導を受ける者の事務所等の住所地が府内の場合

ア 呼出状

是正指導を受ける者の事務所等の住所地が府内にある場合は、「是正指導呼出状(別記様式4-1号)」を、違反車を使用させた事業者等へ交付すること

イ 是正指導書

呼出に応じた場合は、道路河川部調整課で違反内容を示した上で、事業者を確認させ、再び違反行為がなされないことを求め、対面で「是正指導書(別記様式4-2号)」を手交するとともに、以下の事項を指導し是正を求めるものとする。

(ア) 再び違反行為がなされないよう改善措置を講じること

(イ) (ア)の改善措置の具体的内容を報告すること

(ウ) 違反走行に係る荷主名及び積荷に関する情報を任意で聴取すること

なお、呼出に応じない場合は、「是正指導書（別記様式4-2号）」を送付し、書面にて上記（イ）に関する事項を報告させること

②-2 是正指導を受ける者の事務所等の所在地が府外の場合

ア 是正指導書

是正指導を受ける者の事務所等が遠方地にあるため、呼出することが困難な場合は、「是正指導書（別記様式4-2号）」を送付し、書面にて上記②-1イ（イ）に関する事項を報告させること

4 公表

- ① 下記のいずれかの場合に該当するときは、違反車両を通行させた事業者等に対し、弁明の機会を付与した上で、再度是正指導を行い、公表の対象となる者に予めその旨を通知し、本市のホームページに下記の事項を掲載する。

【公表する場合】

- (ア) 措置命令にあたる違反車を使用させた事業者に対する是正指導を累積2回実施した場合
- (イ) 警告又は措置命令にあたる違反者を使用させた事業者に対する是正指導を累積4回実施した場合（(ア)の場合を除く）
- (ウ) 是正指導に応じない若しくは是正指導後に改善状況が確認されない場合でかつ最後に違反があった日から1年以内に再度違反があったとき

※(ア)及び(イ)については、直近の警告を受けた日から1年を経過する日をもって、累積回数は消滅するものとする。

【公表する事項】

- ・違反車両を通行させた事業者等の氏名又は名称、事務所等の住所
- ・違反内容（違反日、場所、是正指導の内容等）
- ・主な違反条項
- ・許可の取消しを行った場合は、許可の取消しを行った年月日及び取消した許可の内容

- ② 弁明の機会の付与については、行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）及び大阪府市聴聞等の手続きに関する規則（平成6年大阪市規則第120号）によること。

- ③ ホームページへの掲載は、掲載を行った月から1年間継続して行うものとする。なお、公表中に違反行為を確認した場合は、「5 特殊車両通行許可の取消し」を参照に許可の取消しを行うとともに、「6 告発」を参照に告発を行い、その月から1年間公表を継続するものとする。

5 特殊車両通行許可の取消し

- ① 本市が許可を行っていた場合で、措置命令に違反したとき、4の公表を行っているにもかかわらず、公表中に再度違反行為を確認したとき又は、特殊な車両の通行許可書の内容等に違反し、人の死亡若しくは重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊等に係る重大な交通事故を発生させたときは、あらかじめ聴聞を行った上で、道路法第47条の2第1項の規定による許可の取消しを行い、速やかに当該許可証を返還させるとともに、「特殊車両通行許可取消通知書（別記様式第5号）」を、違反車を通行させた事業者等に対して送付すること。

他の道路管理者が許可を行っていた場合は、「特殊車両通行許可違反事実通知書（別記様式第6号）」により当該道路管理者に対し、違反事実等について通知を行うこと。この場合、許可を取消すか否かの判断は、許可を行った当該道路管理者に委ねること。特殊車両通行許可制度による回答を受けている場合は、近畿地方整備局に対し、当該違反事実等について通知すること。

なお、「死亡」とは、交通事故によって発生から24時間以内に亡くなった場合を指し、「重傷」とは、交通事故によって負傷し、1ヶ月（30日）以上の治療を要する場合をいい、複数の負傷者がある場合は、加療日数の合計が1ヶ月以上の場合をいう。「道路の損壊等に係る重大な交通事故」とは、当該特殊な車両による交通事故によって、事故が起きた道路が全面通行止めの規制を6時間以上行った場合を指す。なお、許可の取消しの対象は、起因する事故の第一原因者とする。

- ② 聴聞の手続き及び許可の取消しについては、行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）及び大阪市聴聞等の手続きに関する規則によること

6 告発

本市が許可を行っていた場合若しくは特殊車両通行確認制度による回答を受けている場合において、次のいずれかに該当する場合は、大阪府警本部交通指導課と相談後、取締りを実施した警察と協議の上、当該警察署長に対して、以下の手順により告発を行うこと

- (ア) 車両総重量の2倍超過の特殊な車両を通行させたとき
- (イ) 措置命令に違反したとき
- (ウ) 4の公表を行っているにもかかわらず、公表中に再度違反行為を確認したとき

- (エ) 特殊な車両の通行許可書の内容等に違反し、人の死亡若しくは重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊等に係る重大な交通事故を発生させたとき
- (オ) 法第七二条の二第二項の規定に違反し、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げたとき

告発の手順

当該告発対象者について、告発の根拠となる行為に関する必要書類を取り揃え、刑事訴訟法（昭和23年7月10日法律第131号）第239条の規定に基づき、告発を行う旨、取締りを実施した警察署長等に告げ、当該案件に対する告発の可否や必要証拠書類の適性について協議を行う。

協議を受けて、「告発状（別記様式第7号）」を、取締りを実施した警察署長等に提出し、告発すること。

【罰則規定】

1. 車両の通行が禁止または制限されている場合、これに違反して通行させた者、許可条件に違反した者は

● 6箇月以下の懲役または30万円以下の罰金（道路法第103条第3号）

2. 道路管理者または道路監理員の通行の中止などの命令に違反した者は

● 6箇月以下の懲役または30万円以下の罰金（道路法第103条第5号）

3. 車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径などで制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は

● 100万円以下の罰金（道路法第104条第1号）

4. 特殊な車両を通行させるとき、許可証を備え付けていなかった者は

● 100万円以下の罰金（道路法第104条第2号）

5. 車両の幅等、個別的に制限されている道路に車両を通行させて、通行の中止、総重量の軽減、徐行などの道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者は

● 50万円以下の罰金（道路法第105条）

6. 報告書の提出又は立入検査を求めたにもかかわらず応じなかった者又は妨げた者は

● 30万円以下の罰金（道路法第106条第2号）

7. 行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各条の罰金刑に科することを定めたものの。

● 上記の罰金刑（道路法第107条）